

建管第165-4号
平成22年6月17日

関係各機関の長 様

埼玉県県土整備部建設管理課長
(公印省略)

「埼玉県土木工事实務要覧」及び「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」
の一部改正について

標記について、下記のとおり一部改正することとしましたので、参考を送付します。
あわせて、別紙正誤表に基づき埼玉県土木工事实務要覧の訂正をお願いします。

記

1 改正箇所

「埼玉県土木工事实務要覧」

第1 契約編

埼玉県建設工事標準請負契約約款

第45条（履行遅滞の場合における損害金等）・・・・・・・・・・ 26頁

第45条の2（談合等の不正行為に係る損害の賠償）・・・・・・・・ 26頁

「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」

第1 契約編

埼玉県標準委託契約約款

第12条（履行遅延の場合の違約金）・・・・・・・・・・・・・・ 9頁

第12条の2（談合等の不正行為に係る損害の賠償）・・・・・・・・ 10頁

埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款

第40条（履行遅延の場合における損害金等）・・・・・・・・・・ 31頁

第40条の2（談合等の不正行為に係る損害の賠償）・・・・・・・・ 32頁

2 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

3 適用年月日

平成22年 7月 1日

担 当：県土整備部 建設管理課

技術管理担当 榎戸、宮寄、深谷

電 話：048-830-5201

F A X：048-830-4868

e-mail：a5190-02@pref.saitama.lg.jp

新旧対照表

改正前
<p>埼玉県標準委託契約約款</p>
<p>第1条～第11条 (略)</p>
<p>(履行遅延の場合の違約金)</p>
<p>第12条 (略)</p>
<p>2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、委託金額に年5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。</p>
<p>3 (略)</p>
<p>第12条の2 (略)</p>
<p>2 (略)</p>
<p>3 乙が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。</p>
<p>第13条～第17条 (略)</p>

新旧対照表

改正後
<p>埼玉県標準委託契約約款</p>
<p>第1条～第11条 (略)</p>
<p>(履行遅延の場合の違約金)</p>
<p>第12条 (略)</p>
<p>2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、委託金額に年3.3パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。</p>
<p>3 (略)</p>
<p>第12条の2 (略)</p>
<p>2 (略)</p>
<p>3 乙が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。</p>
<p>第13条～第17条 (略)</p>

新旧対照表

新旧対照表

改正前
<p>埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款</p>
<p>第1条～第39条 (略)</p>
<p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p>
<p>第40条 (略)</p>
<p>2 前項の損害金の額は、業務委託料から第36条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>5パーセント</u>の割合で計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。</p>
<p>3 (略)</p>
<p>(談合等の不正行為に係る損害の賠償)</p>
<p>第40条の2 (略)</p>
<p>2 (略)</p>
<p>3 乙が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年<u>5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。</p>
<p>第41条～第46条 (略)</p>

改正後
<p>埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款</p>
<p>第1条～第39条 (略)</p>
<p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p>
<p>第40条 (略)</p>
<p>2 前項の損害金の額は、業務委託料から第36条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>3.3パーセント</u>の割合で計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。</p>
<p>3 (略)</p>
<p>(談合等の不正行為に係る損害の賠償)</p>
<p>第40条の2 (略)</p>
<p>2 (略)</p>
<p>3 乙が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年<u>3.3パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。</p>
<p>第41条～第46条 (略)</p>